

須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領
(建築工事を除く。)

(趣旨)

第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、現場閉所により週休2日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%以上の水準の状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎、かつ対象期間内で現場閉所率が、28.5%以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日(以下「土日」という。)の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、週休2日を達成しているものとみなす。
- (3) 週単位の週休2日(完全週休2日(土日))とは、対象期間内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で現場閉所率が、28.5%以上の現場閉所を行うものとする。なお、受注者自らが土日以外(祝日等)にも現場閉所することは可能とする。また、各週の始期については、月曜日を原則とするが、協議により、変更できるものとする。
- (4) 現場閉所日とは、あらかじめ定めた休工日であり、1日を通していずれの現場施工も実施しない日のことをいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。
- (5) 現場施工とは、対象期間(工事着手日から工事完成日までの期間)における、現場事務所の設置・撤去、測量、工区内伐開・除草、資機材の搬入・搬出、その他仮設物の設置・撤去等の準備作業、仮設工事、本体工事及び後片付けをいう。(ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業、現場見学会や住民説明会等の開催又は発注者の補助作業を除く)
- (6) 現場閉所率とは、対象期間内の現場閉所日数を対象期間内の日数で除した割合をいう。
- (7) 休日率とは、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日総数を対象期間内の総日数で除した割合をいう。
- (8) 4週8休とは、通期の週休2日及び月単位の週休2日において、現場閉所率28.5%以上の休日を確保した状態をいう。

(対象工事)

第3条 発注者は、全ての工事(建築工事を除く。)を月単位の週休2日制工事の対象として発注

することを原則とする。なお、建築工事については、別途定める「須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)」による。ただし、現場施工が7日未満の工事、工期や作業工程に制約がある工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事を含む。)については対象外とする。

(対象期間)

第4条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間(月単位の週休2日を実施中に、降雨又は降雪等により休工日が増加し、工期の終盤(最終月)において現場作業を余儀なくされた場合など))は含まない。

(休工日の確保)

第5条 週休2日制モデル工事の休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

- (1) 受注者は、工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。
- (2) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとする。
- (3) 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとする。
- (4) 休工日の振り替えは、月単位の場合は同一月内、週単位の場合は同一週内に限る。ただし、災害対応等など、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

(実施方法)

第6条 発注者は、対象工事の実施にあたって、特記仕様書に週休2日制モデル工事の対象である旨を明示(別紙1参照)するものとする。

- 2 週単位の週休2日(完全週休2日(土日))の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」(別紙2参照)により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、施工計画書の提出時に対象工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議する。
- 4 受注者は、対象工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙3参照)
- 5 週休2日制モデル工事の実施方法については、次のとおりとする。
 - (1) 土日を閉所日とすることを基本とし、対象期間で週休2日となる工程表を作成する。
 - (2) 受注者は、第5条第1項第2号の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に確認票等の書面又は電子メールで提出するものとする。

る。

- (3) 受注者は、第5条第1項第3号の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに確認票等の書面又は電子メールにより発注者に報告するものとする。
- (4) 受注者は、休工日を確保したことが確認できる資料を作成し、発注者に提出するものとする。
- (5) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(経費の負担)

第7条 対象工事のうち港湾請負工事積算基準書、漁港漁場関係工事積算基準書における発注工事にあっては、別紙4に掲げる現場閉所の月単位の補正を行ったうえで発注するものとし、施工後に達成状況を確認し、月単位の現場閉所率が28.5%に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(達成状況の確認)

第8条 対象工事は施工後に達成状況を確認することとし、対象工事ごとの確認方法については、次のとおりとする。

(1) 週休2日制モデル工事(月単位)

- ア 対象期間において、全ての月で現場閉所率を確認し、28.5%に満たない月がある場合は、月単位の週休2日を達成したとみなさない。
- イ 暦上の土曜日、日曜日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に現場閉所を行った場合に、月単位で週休2日を達成したとみなす。
- ウ 対象期間が7日未満の月については、その月の現場閉所率を確認せず対象外とすることが出来るものとするが、通期で28.5%に満たない場合は、月単位の週休2日を達成したとみなさない。

(2) 週休2日制工事(週単位(完全週休2日(土日)))

- ア 対象期間において、全ての週で土日閉所されていることを確認し、閉所できていない場合は、週単位(完全週休2日(土日))の週休2日を達成したとみなさない。ただし、第5条第1項各号の規定により休工日を振り替えた場合を除く。
- イ 対象期間において、現場閉所率を確認し、28.5%に満たない場合は、週単位(完全週休2日(土日))の週休2日を達成したとみなさない。

2 祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が対象工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(その他)

第10条 対象工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年5月15日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年7月1日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和6年10月1日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日以後に積算し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年7月1日から積算し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和8年7月1日以後の積算単価を適用する工事から施行する。

【対象工事】

※港湾請負工事積算基準書、漁港漁場関係工事積算基準書における発注工事を除く。

第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について

本工事は、須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領における「週休2日制モデル工事」（月単位）の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

須崎市ホームページ: 須崎市における「週休2日制モデル工事」の試行について
(<https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=4949>)

【港湾請負工事積算基準書、漁港漁場関係工事積算基準書における発注工事】

第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について

本工事は、須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領における「週休2日制モデル工事」（月単位）の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

須崎市ホームページ: 須崎市における「週休2日制モデル工事」の試行について
(<https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=4949>)

なお、発注時において現場管理費及び共通仮設費を補正済みであり、月単位の現場閉所率が28.5%に満たない場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

課長		課長補佐		係長		係	
----	--	------	--	----	--	---	--

工事条件変更等確認要求書

年 月 日

須崎市長 様

(受注者)

⑩

建設工事請負契約書第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名(工事番号)	〇〇〇〇工事(〇〇 第〇〇号)
2 工 事 場 所	須崎市〇〇町
3 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
4 変 更 事 項	建設工事請負契約書第 18 条第 1 項第 4 号による。
	具体的事項(必要に応じて図面、写真を添付して説明すること) 特記仕様書第〇条の規定により「週休2日制モデル工事(週単位(完全週休2日(土日)))」で実施したいので、確認をお願いします。

うえのことについては、次のとおり措置してください。

年 月 日

(受注者)

株式会社 〇〇建設

代表取締役 〇〇様

須崎市長 ⑩

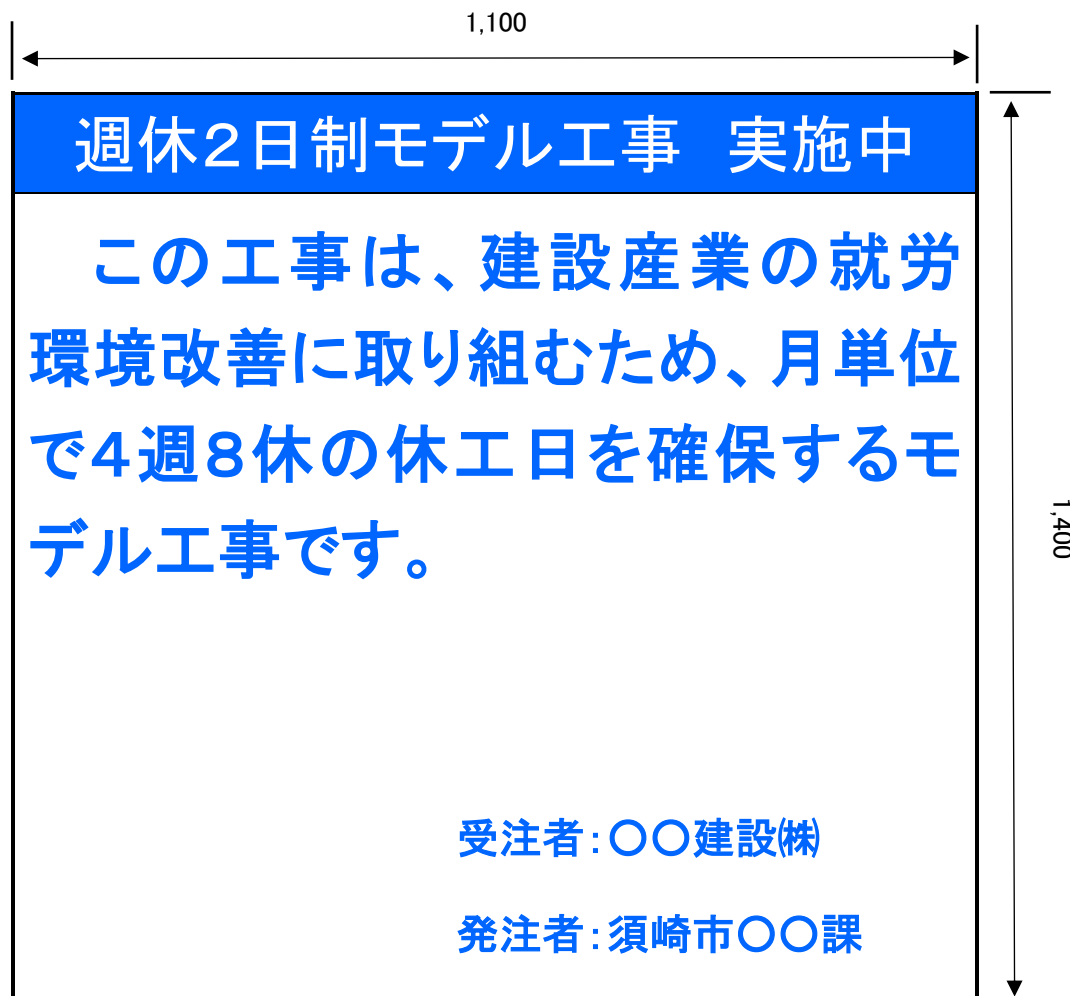
5 変更事項に対する措置方法(図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く)

上記の事項について適当と認めますので、施工計画書提出時に週休2日制モデル工事(週単位(完全週休2日(土日)))に対応した工程表を監督職員に提出してください。

注1 受注者は「4 変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。

2 監督職員は記入事項を確認のうえ「5 変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

(港湾請負工事積算基準書、漁港漁場関係工事積算基準書における発注工事)	現場閉所
	月単位
共通仮設費	1.02
現場管理費	1.03

※ 4週8休以上:現場閉所率 28.5%以上

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間内の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は要領第4条による。